

# 子ども・子育て支援金制度が開始します

〔参考資料〕 P1

## 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



## なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



## いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

## 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。



詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
第3子以降	1.5万円

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円
第3子以降	3万円

※令和6年10月分から拡充

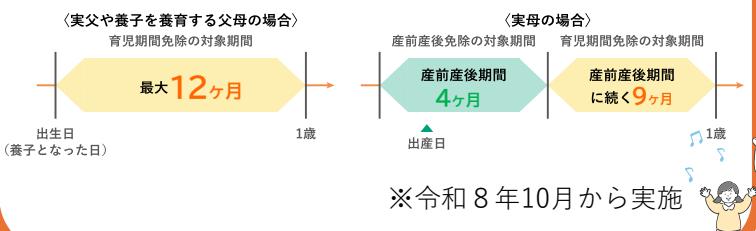
## 育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、  
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## 妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」  
の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に5万円  
・妊娠後期以降に  
妊娠している  
子どもの数×5万円  
を支給します。



妊娠届出時  
5万円

妊娠している  
子どもの数  
×5万円

※令和7年度から制度化

## 出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

### 育児休業給付



※令和7年度から実施

## こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から  
満3歳未満の子どもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



(令和4年度第2回) R4.12/27

川西市国民健康保険運営協議会資料

令和4年度時点の資料であるため、記載の税率等は現状と異なる

## (兵庫県における保険料水準統一のスケジュール)

- ・標準保険料率の統一：令和9年度

(標準保険料率への移行目安時期)

- ・保険料率の一本化：原則令和12年度

(標準保険料率への全市町移行完了)

## 県の標準保険料率を統一するためには

### 『個別公費・個別経費を全市町で相互扶助しなければならない』

#### 【現状】

- 歳入
- (1) 各市町の事情（低所得者が多い・高齢者が多い等）により交付される財政安定化支援事業交付金や、保健事業などの取組みや成果に応じて交付される保険者努力支援交付金などの公費があり、各市町がそれぞれ税率に反映している。
  - (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用をそれが計上し税率に反映している
- 歳出

#### 【統一後】

- (1) 各市町に交付される公費を県全体の歳入として税率を算定をする（全市町が恩恵を分け合う）
- (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用を県全体の歳出として税率を算定する（全市町が負担し合う）

現状

### 【保険料水準統一のイメージ】

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7.07%	30,527円	19,873円	標準	7.62%	32,895円	21,415円
調整	+	-	+	調整	+	-	+
実保険料	7.78%	29,000円	20,800円	実保険料	8.40%	31,600円	23,900円

統一後

(税率等はイメージ)

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7.2%	33,000円	20,000円	標準	7.2%	33,000円	20,000円
実保険料	7.2%	33,000円	20,000円	実保険料	7.2%	33,000円	20,000円

個別公費・個別経費を完全に相互扶助し、賦課割合は県の基準に合わせ、独自基金を活用した保険料の引き下げなどを行わないことで統一が図られる

#### 個別公費・個別経費の一覧

個別公費	個別経費
(1) 保険者努力支援交付金	(1) 保健事業
(2) 特定健診負担金	(2) 直診勘定提出金
(3) 県継入金	(3) 特定健診に要する費用
(4) 国特別調整交付金	(4) 条例減免
(5) 福祉医療波及増継入金	(5) 任意給付
(6) 財政安定化支援事業	
(7) 出産育児一時金継入金	
(8) 保険者支援制度	
(9) 過年度収入	

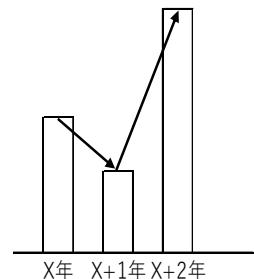
※個別公費の(6)から(9)はR4年度より相互扶助済み

## 県における個別公費・個別経費相互扶助による影響の平準化策

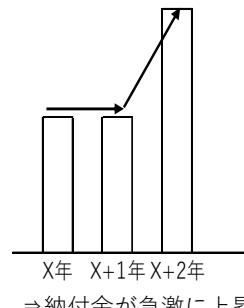
## 相互扶助の段階的な反映

- ・個別公費・経費の相互扶助をR5年度からR9年度までの5年間で段階的に実施（毎年20%ずつ）することで、保険料の急激な変化を抑制
- ・すべての個別経費・個別公費について、一体的に相互扶助を進めることで、増減のばらつきを防止

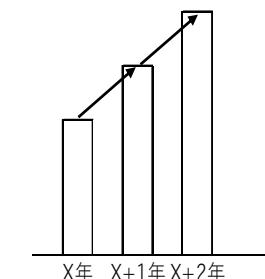
項目毎に相互扶助時期を分けると…



相互扶助を一気に進めると…



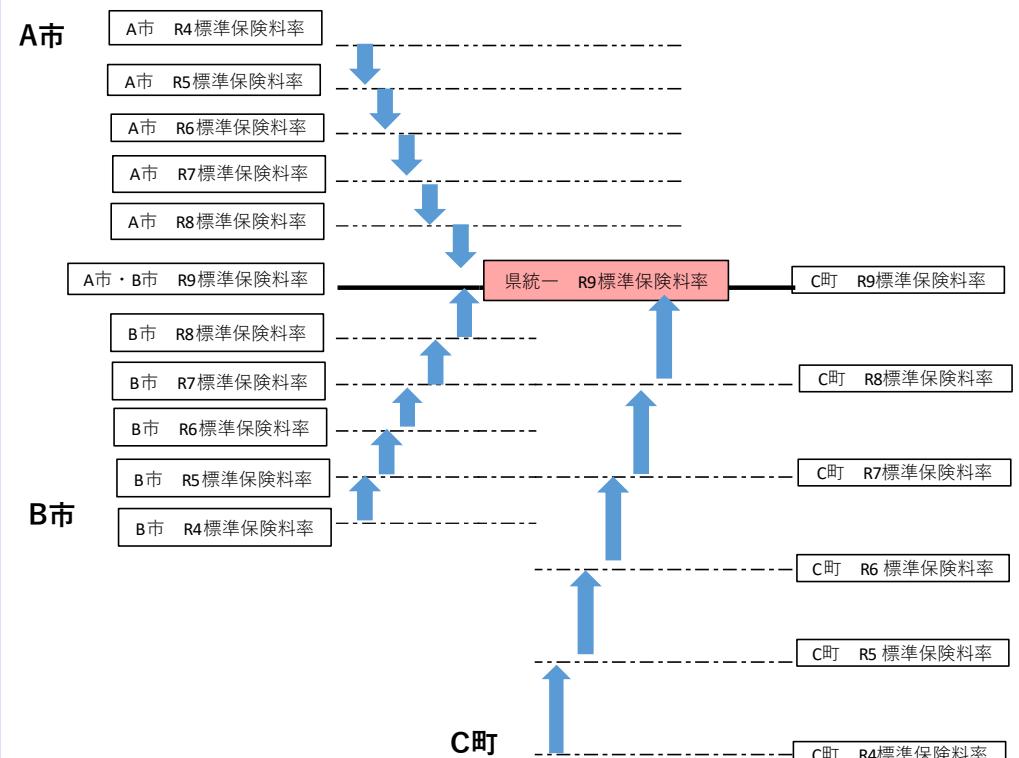
相互扶助を一体的、かつ段階的に進めると…



## 県における標準保険料率統一のイメージ

(令和4年度第2回) R4.12/27  
川西市国民健康保険運営協議会資料

左の取組みにより変動を平準化させながら、各市町の標準保険料率を令和9年度に一致させる（＝標準保険料率の統一）



各市町が、毎年度県の示す標準保険料率に近づけて税率設定すれば令和9年度の統一税率と一致していく